

第1回小松島市犯罪被害者等支援条例検討委員会議事概要

- 1 日 時 令和5年5月24日(水) 15時15分～17時
- 2 場 所 小松島市教育委員会 1階会議室
- 3 参加者
 - ・委員5名
 - ・事務局
総務部長、保健福祉部長、産業振興部長、市民環境部長
学校課長、住宅課長、人権推進課長ほか
 - ・オブザーバー1名
小松島警察署警務課係長

4 議事概要

- (1) 会長・副会長選出
- (2) 「市町村における犯罪被害者等の支援を目的とした条例の必要性」について
小松島警察署警務課係長より説明
- (3) 「小松島市犯罪被害者等支援条例(案)」について
事務局より説明

(委員)

第1条、推進計画を作成する予定があるのか。

(事務局)

条例を具体的に実効性のあるものにしていくため、計画策定について現在検討している。

(会長)

庁内の検討委員会には、当事者の方、被害に遭った方は入っているのか。

(事務局)

当事者は入っておらず、庁内の各担当者がそれぞれの情報や制度を持ち寄って協議している。

(委員)

第10条居住の安定、市営住宅の一次的な利用法その他必要な支援について、必要な支援というのは具体的にどのようなものか。

(事務局)

市営住宅の一時的な利用に加えて、県営住宅の募集状況の情報提供等、様々な支援ができるよう検討する。

(委員)

市営住宅の一時利用には引越しが必要となり、荷物の搬入にはお金がかかる。また、一時的な利用でどのぐらいの期間利用できるのか。

(事務局)

既に制度を導入している自治体の状況を踏まえて期間や引っ越し費用について検討したい。

(委員)

第12条保健医療サービスおよび福祉サービスについて、日常生活支援の項目を入れるべきである。

(事務局)

総合的な窓口を人権推進課に設置し、被害者の方から相談を受けるという体制を考えている。人権推進課の職員が被害者の状況を聞き取り、各担当課の職員と連携し、現在市が行っている既存サービスの範囲内で対応する。

(会長)

カウンセリング費用について、被害者支援センターで受ける場合は無料、医療機関で受ける場合は警察で公費負担されるが、徳島県では精神科医および心理士が非常に少なく、兵庫県の専門機関を紹介することもあった。その場合交通費が被害者の負担になってくる。

日常生活支援に関して制限することがないよう検討してもらいたい。

スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーとの連携等についてどのように考えているのか。

(委員)

児童虐待・いじめも対象であれば、学校教育・支援に関するものが必要である。被害者教育はすごく大事なことで、教育機関との連携については必要だと思う。

(委員)

学校の窓口を一本化して管理職が対応するようになると思うが、体制作りをしてほしい。

(事務局)

学校教育に関しては、児童や生徒が被害者の場合、どのようにケアし支援していくかが重要であり、具体的な内容について整理・調整しているところ。

(委員)

火葬費用について、被害者に負担させないようにしてほしい。

(事務局)

火葬費用について、第9条の経済的負担の軽減で必要な経済的支援を行うと記載している。できる範囲で支援するというのが基本で、まず被害者や遺族の方に10万円・30万円の支援金を考えている。

警察や被害者支援センターと連携しながら、小松島市としてできる範囲で最大限努力してやっていく。

(委員)

第15条の社会通念上適切でないとするときは、具体的にどのような場面を考えているのか。

(事務局)

反社会的勢力に関することや不正による支給等、そのようなケースを想定している。

(事務局)

生活保護では、公的費用負担が発生する部分については保護費になるので、この条文に規定があったとしても、支援の内容に制限がかかることはある。社会通念上、この文言の意味とは別の観点にはなってくるが、本市が策定するこの条例で金銭をとまなう支援をするときには、一定の制限がかかりうる可能性もある。

(警察署)

参考として、県警における身体犯被害者に対する医療費等の公費負担制度の対象外で規定されているものとして、被害者自身が公費負担を希望しないとき、被害者からの申告に虚偽の疑いがあるとき、公序良俗に反するなど公費負担が社会通念上適切でないとする署長が認めるとき、主に3点について公費負担の対象外として検討することになっている。